

平成26年 9月定例会

# 河合町議会会議録

平成26年9月11日 開会

河合町議会

## 平成26年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （9月11日）

○議事日程.....	1
○本日の会議に付した事件.....	2
○出席議員.....	2
○欠席議員.....	2
○出席説明員.....	2
○欠席説明員.....	3
○議会事務局出席者.....	3
○開議の宣告.....	5
○委員長報告.....	5
○議案第30号の委員長報告、討論、採決.....	5
○議案第31号、議案第35号、議案第36号の委員長報告、討論、採決.....	7
○議案第32号から議案第34号、諮問第1号、諮問第2号の委員長報告、討論、採決.....	9
○認定第1号から認定第9号までの委員長報告、討論、採決.....	11
○同意第3号、同意第4号、諮問第3号の上程、説明.....	20
○同意第3号の採決.....	21
○同意第4号の採決.....	21
○諮問第3号の採決.....	22
○河合町選挙管理委員会の選挙.....	22
○河合町選挙管理委員会補充員の選挙.....	23
○議員発議第4号の上程、説明、討論、採決.....	24
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	26
○総務常任委員会の閉会中の継続調査.....	26
○閉会の宣告.....	27
○署名議員.....	28

平成 2 6 年 9 月 1 1 日 (木曜日)

( 第 3 号 )

## 平成26年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成26年9月11日(木)午前10時00分開会

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 30号 | 平成26年度河合町一般会計補正予算について                     |
| 日程第 2 | 議案第 31号 | 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について               |
| 日程第 3 | 議案第 35号 | 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算について                 |
| 日程第 4 | 議案第 36号 | 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について            |
| 日程第 5 | 議案第 32号 | 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について          |
| 日程第 6 | 議案第 33号 | 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算について                |
| 日程第 7 | 議案第 34号 | 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について         |
| 日程第 8 | 諮問第 1号  | 異議申立てに対する決定について                           |
| 日程第 9 | 諮問第 2号  | 異議申立てに対する決定について                           |
| 日程第10 | 認定第 1号  | 平成25年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について(別冊)             |
| 日程第11 | 認定第 2号  | 平成25年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)       |
| 日程第12 | 認定第 3号  | 平成25年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)     |
| 日程第13 | 認定第 4号  | 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)  |
| 日程第14 | 認定第 5号  | 平成25年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)        |
| 日程第15 | 認定第 6号  | 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第16 | 認定第 7号  | 平成25年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)         |
| 日程第17 | 認定第 8号  | 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)    |

- 日程第18 認定第 9号 平成25年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（別冊）
- 日程第19 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第21 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 河合町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第23 河合町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 日程第24 議員発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで議事日程と同じ

---

#### 出席議員（13名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 馬場千恵子 | 2番 杵本光清   |
| 3番 吉村幸訓  | 4番 岡田康則   |
| 5番 森尾和正  | 6番 池原真智子  |
| 7番 西村 潔  | 8番 疋田俊文   |
| 9番 谷本昌弘  | 10番 中尾伊佐男 |
| 11番 岡井誠也 | 12番 辻井賢治  |
| 13番 弓戸 猛 |           |

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により出席した者

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 町 長 岡井康徳  | 副町長 藤岡和成    |
| 教育長 竹林信也  | 総務部長 竹田裕昭   |
| 福祉部長 中尾博幸 | 住民生活部長 梅本英則 |

まちづくり 推進部長	東 正 次	教 育 部 長	井 筒 匠
総務部次長	澤 井 昭 仁	総務部次長	福 井 敏 夫
まちづくり 推進部次長	堀 内 伸 浩	総 務 課 長	木 村 光 弘
税 務 課 長	岡 田 昌 浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也
住民福祉課長	門 口 光 男	福祉政策課長	辰 巳 環
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	上 村 豊	保健スポーツ 課 長	梅 野 修 治
特 命 担 当	山 本 孝 典	住民生活課長	西 浦 清 繁
環境衛生課長	斉 藤 幸 美	まちづくり 推 進 課 長	中 山 雅 至
上下水道課長	石 田 英 毅	教育総務課長	杉 本 正 範
生涯学習課長	上 村 欣 也		

欠席者（なし）

---

会議に従事した事務局職員

局 長	御 興 善 弘	主 査	堀 内 一 憲
-----	---------	-----	---------

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

- 議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成26年第3回定例会を再開します。
- 

◎委員長報告

- 議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。  
本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、池原真智子議会運営委員長より報告願います。

- 6番（池原真智子） 議長。

- 議長（疋田俊文） 池原議員。

- 6番（池原真智子） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告致します。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので、同意第2号、同意第3号、諮問第3号と選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、議員発議第4号の1発議と、議会運営委員会、総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、先に上程致しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

- 議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。  
よって、委員長報告のとおり決定しました。
- 

◎議案第30号委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1 議案第30号を総務常任委員会に付託しておりますので、弓戸猛総務常任委員長より報告を求めます。

○13番（弓戸 猛） 議長。

○議長（疋田俊文） 弓戸議員。

○13番（弓戸 猛） それでは総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月2日の本会議において当委員会に付託されました議案第30号について、9月5日委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第30号 平成26年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

精神障害者医療給付費の制度の周知方法、所得制限、償還方法について質疑があり、広報紙、ホームページ等で周知、所得制限は本人一人の場合であれば159万5,000円以内、償還については自動償還との答弁がされました。

他にも、共同浴場整備、被災農業者支援事業、道路橋梁整備、住宅維持補修、消防施設費、純繰越金について質疑があり、それぞれ答弁なされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第30号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 議案第30号の補正予算ですけれども、26年度の予算そのものにも反対いたしましたけれども、歳入の純繰越金、また歳出におきまして共同浴場の整備費、住宅の維持修理費、特別会計への繰出し金等、今後のあり方も含めて納得し難い為反対したいと思います。

○議長（疋田俊文） これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第30号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第30号 平成26年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告どおり



可決されました。

---

◎議案第31号、議案第35号、議案第36号の委員長報告、討論、採  
決

○議長（疋田俊文） 日程第2 議案第31号、日程第3 議案第35号、日程第4 議案第36号  
を厚生常任委員会に付託しておりますので、杵本光清厚生常任委員長より報告を求めます。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第31号、第35号、第36号について、9月5日に委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第31号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第35号 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第36号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第31号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 議案第31号の国民健康保険の補正予算です。内容を見ますとほとんど額の確定によるものでしたけども、歳入の所の繰越金また調整基金の繰入金など基金が増えたって事に対してもそうですけども国保税の税金の金額そのものの設定が高いのではないかと。

又、基金について加入者に償還すべきではないか、基金がどんどん増えてきているんですけども、このように増えて行った状態について疑問がありますので反対したいと思います。

○議長（疋田俊文） これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第31号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、可決されました。

議案第35号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第35号 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算については、可決されました。

議案第36号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第36号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、可決されました。

---

◎議案第32号、から議案第34号、諮問第1号、諮問第2号の委員長

報告、討論

○議長（疋田俊文） 日程第5 議案第32号、日程第6 議案第33号、日程第7 議案第34号、日程第8 諮問第1号、日程第9 諮問第2号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、岡井誠也経済建設常任委員長より報告を求めます。

○11番（岡井誠也） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡井議員。

○11番（岡井誠也） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る、9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第32号、第33号、第34号、諮問第1号、諮問第2号について、9月5日に委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第32号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第33号 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第34号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行、整備状況について質疑があり、未整備33件97名との答弁がされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

諮問第1号、諮問第2号 異議申立てに対する決定については理事者より説明を受け一括で審議を行いました。慎重審議の結果、主文のとおり棄却、却下することに異議の無い旨答申することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第32号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第32号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第32号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別補正予算については、可決されました。

議案第33号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第33号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第33号 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、可決されました。

議案第34号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第34号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第34号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については、可決されました。

諮問第1号 異議申立てに対する決定についてを議題とします。本件については委員長報告のとおり異議の無い旨答申することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 異議申立てに対する決定については、異議の無い旨答申することに決定いたしました。

諮問第2号 異議申立てに対する決定についてを議題とします。本件については委員長報告のとおり異議の無い旨答申することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 異議申立てに対する決定については、異議の無い旨答申することに決定いたしました。

---

#### ◎認定第1号から認定第9号までの委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第10 認定第1号、日程第11 認定第2号、日程第12 認定第3号、日程第13 認定第4号、日程第14 認定第5号、日程第15 認定第6号、日程第16 認定第7号、日程第17 認定第8号、日程第18 認定第9号を決算審査特別任委員会に付託しておりますので、岡井誠也決算審査特別任委員長より報告を求めます。

○11番(岡井誠也) 議長。

○議長(疋田俊文) 岡井議員。

○11番(岡井誠也) 去る、9月2日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの9認定について、9月3日、4日委員会を開催いたしましたので、その結果並びに主な内容についてを報告いたします。

認定第1号 平成25年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については歳出から審議を行い、歳入については一括で審議を行いました。

歳出予算の総務費では交通安全対策費の信号機設置及び設置基準について質疑があり、交通事故、交通量等を基に警察が設置。基準については、一般的な基準が開示されているという答弁がされました。

その他に、退職手当組合負担金、自衛官募集事務費、庁舎維持補修費、防犯灯設置事業、出張所経費、基幹システム共同化事業、総合行政ネットワークシステム事業、地域振興基金、

固定資産税路線価評価等事業、監査委員費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に民生費では老人日常生活用具給付事業で、緊急通報装置レンタルの減少理由について質疑があり、死亡者、施設入所により不用となったことから減少したという答弁がされました。

その他に、民生委員活動費、介護特会繰出金、共同浴場運運営費、心の交流センター運営費、シルバー人材センター運営支援事業、軽度生活支援事業、老人憩の家運営事業、障害福祉費、子ども・子育て支援事業、総合福祉会館運営費について質疑があり、それぞれ答弁がされました。

次に衛生費では、各種健診の周知方法について質疑があり、広報・ホームページ等周知を行っているという答弁がなされました。

その他に、後期高齢者健康診査事業、予防接種事業、保健センター運営費、清掃費について質疑があり、それぞれ答弁がされました。

次に農林商工費では、農業委員会費での 773 万の減額理由について質疑があり、職員数減数による減額という答弁がされました。

その他に、農業振興費、農地費について質疑があり、それぞれ答弁がされました。

次に土木費では、公園管理・整備事業の内容について質疑があり、年 2 回の草刈り剪定、清掃委託、遊具の点検を行っているという答弁がなされました。

その他に、都市計画総務費、既存木造住宅耐震診断事業、住宅管理費について質疑があり、それぞれ答弁がされました。

次に消防費では、災害対策費についての質疑があり、広域避難場所の小学校へ備蓄するため、トイレ、油圧ジャッキ、投光器等の購入したという答弁がされました。

次に教育費では、史跡大塚山古墳群買上事業の買収完了年度、買上完了後の利用計画についての質疑があり、平成 40 年度には買上完了予定で利用計画は今後検討していくという答弁がされました。

その他に、食育推進事業、幼稚園施設耐震化事業、スポーツ振興指導員設置事業、総合型スポーツクラブについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。

次に、歳入は一括審議し、町民税の減少理由について質疑があり、個人については、高齢化、人口減少、また法人については、主要企業の業績不振による減少との答弁がされました。

その他に、不納欠損額、住宅使用料、地域の元気臨時交付金、不動産売払、寄附金、派遣

職員給与費負担金について質疑があり、それぞれ答弁がされました。

以上、慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、退職被保険者等療養費の執行率が低いことについて質疑があり、補装具、鍼灸治療の減少との答弁がなされました。

その他に、不納欠損額の内訳、第3者行為損害賠償金、高額療養費、出産育児一時金、移送費、介護納付金について質疑があり、それぞれ答弁がされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成25年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、回収管理組合について質疑があり、構成20市町村の内19市町村が存続を望んでいるという答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成25年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、工事請負費の内容について質疑があり、汚水マスの設置及びマンホール内の改修という答弁がされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、平成25年度貸付件数および平成25年度末の未償還残高について質疑があり、貸付件数は1件、未償還残高は45万円という答弁がされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成25年度河合町介護保健特別会計歳入歳出決算認定については保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、保険事業勘定の歳出では、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費以外の給付費の増加理由について質疑があり、介護サービス給付費の種類が増加したという答弁がなされました。また歳入では、不納欠損について、介護サービス事業勘定で、赤字決算額の処理についての質疑があり、それぞれ答弁がされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、不納欠損件数について質疑があり、6件という答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成25年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については収入支出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの審議結果及び主な内容について報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 認定第1号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。討論ですか。

○1番（馬場千恵子） はい、討論です。

○議長（疋田俊文） はい。討論認めます。

○1番（馬場千恵子） 認定第1号の反対討論したいと思います。歳入歳出一括して行います。歳入についてですけど、町税が予算と比較すると減少しています。不納欠損また、収入未済額が大きい原因の解明と併せて納入できるよう援助強化されたいと思います。又、寄付金が1億円をこしていたり、不動産の売却収入が大幅な減であったり、土地開発公社の解散に伴う第3セクターの改革推進費等があり当初予算に加え補正予算でも大きな変動がありました。こういった事で不安定なものとなっています。歳出では民生費の共同浴場については検討委員会を設置し、今後の方向を検討するとしていますが具体的な方向が見えません。又、心の交流センター、児童館等、耐震検査等も心配ですが有効な活用が望まれます。又、総合福祉会館の活用についてもデイサービス廃止の後の活用等、課題が山積みとなっています。幼稚園や小学校、中学校等の耐震化が繰越明許費となっているが、河合町の子どもの安全と安心を確保する為にも、緊急かつ重要な課題として進行していただきたいということをお願いいたしまして反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○13番（弓戸 猛） 議長。



○議長（疋田俊文） 弓戸議員。

○13番（弓戸 猛） 平成25年度 一般会計決算賛成討論を行います。

私は、平成25年度 河合町一般会計決算認定につきまして賛成の立場から討論をいたします。平成25年度決算では、実質収支額が1億6,000万円の黒字決算で前年度より大幅な増加となっています。このことが、ただちに財政状況の好転に結び付くものではありませんが、少しずつでも財政状況が改善に向かっていることは財政指標等を見ても明らかで、これまでのこれまでの財政健全化の取り組みによる成果であることを高く評価できるものであります。

又、主要施策の結果からは、住民の高齢化などで増え続ける福祉関係経費や国の新たな施策や、制度改正への対応などが求められるなか、徹底した歳出削減と歳入確保により限られた財源を必要な事業に活用されていることが伺えます。歳入面では根幹となる、町税が依然減少を続けるなかで、受益者負担見直しによるごみ処理手数料改正などで自主財源の確保を図るとともに国県補助事業や地方債制度を活用して、積極的に事業を進められておられます。

第三セクター等改革推進債を活用した土地開発公社の債務整理、臨時交付金を活用した道路整備事業の実施、国の経済対策による補正予算を活用した学校施設耐震化事業の実施など、町政の着実な推進のための取り組みが実施されております。極めて厳しい財政状況の中で、限られた財源を優先度の高い施策に重点的に配分されていることは高く評価するものです。

引き続き厳しい状況が続くことが予想されますが、住民サービスを低下させることなく、より一層の町政の発展と住民福祉の向上が図られることを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（疋田俊文） これより認定第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第1号 平成25年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第2号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 議長。討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 認定第2号の反対討論をしたいと思います。国民健康保険の特別会計についてですが、歳入では不納欠損も多く6回払いとか、8回払いを改善していただいて払いやすい国保税にするべきであると思います。また、基金においても24年度において1億6,000万円、25年度は2億5,000万円と増えています。国保の後期化を鑑みて国保加入者にこの基金を還元すべきであるという意味でも、国保税の引き下げを求めます。そういう意味で反対討論いたします。

○議長（疋田俊文） 認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第2号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第3号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 反対討論ですか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 認定第3号の反対討論をします。ここ数年間大きな変化がなく、このような状態をいつまで続けるのかという事ですけれども、この事業を立ち上げた時点で保証人もたてておらず、安易に貸付たことに対する反省も含めて今後の方針を明確にすべきだと言う事を申し上げて反対討論いたします。

○議長（疋田俊文） 認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第3号 平成25年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第4号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 反対討論ですか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 認定第4号の反対討論をします。回収組合への委託が5年間延長されたという事ですけども、改善の効果がどれほどあるのか疑問です。こういった委託業者に任せず河合町として今後の方針を明らかにすべきだという事を申し上げて反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第4号 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第5号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより認定第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第5号 平成25年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第6号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 反対討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 認定第6号の反対討論をします。この間、利用者の数も減ってきています。下水が99%普及しているって事ですけども、この事業の今後の方針を明らかにする一

定の決断をすべき時期ではないかという事を申し上げまして反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 認定第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第6号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第7号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 反対討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 認定第7号の反対討論をします。歳入の保険料の不納欠損も昨年と比べて多くなっています。保険料は7段階で徴収されてますけど、10段階にする又、基金が2億円あるなど保険料の減額と払いやすい状況を作るなど改善を求めます。また、介護保険の改訂で特養入への所のハードルが高くなる、また要介護1には介護保険から減っていると言われてます。予防事業に力を入れることはもちろんの事、今後のサービスが下回らないって事をお願いしまして、反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第7号 平成25年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第8号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより認定第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第8号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第9号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番(馬場千恵子) はい、議長。反対討論をお願いします。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○1番(馬場千恵子) 認定第9号の反対討論を致します。毎年、赤字決算であったのが給水戸数の増加、また事業所の使用料の微増等で給水収益が増えています。それに加えて県水の値下げが利益の改善につながったと審査での意見がのべられています。本来ならば、県水の値下げは住民に還元すべきだと思います。有水率についても改善されていますけども、近隣の自治体並みにアップすると、2,500万円を超える収入が見込まれます。また、自己水についても災害時には大きな力になると思われれます。自己水を増やすことの検討も含めてお願いして反対討論といたします。

○議長(疋田俊文) 認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第9号 平成25年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

10分間、暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時56分

○議長(疋田俊文) 再開します。

◎同意第3号、同意第4号、諮問第3号の上程、説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より追加議案、同意第3号、同意第4号、諮問第3号の3案件について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（藤岡和成） それでは、本定例議会に追加議案として上程致されました、同意第3号、同意第4号の2同意、諮問第3号の1諮問、合計3案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましてはこのたび、竹林康之氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町中山台1丁目6番地8。氏名、竹林康之。生年月日、昭和15年4月19日。尚、経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと思っております。

同意第4号 教育委員会委員の任命についてでございます。

このことにつきましてはこのたび、竹林信也氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大和高田市大字市場402番地1。氏名、竹林信也。生年月日、昭和31年10月29日。尚、参考に経歴書を添付致しておりますのでご参照していただきたいと存じます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、前委員の任期満了により新たに下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台2丁目3番地1。氏名、松井万三。生年月日、昭和22年8月19日。尚、経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと思っております。

以上、上程されました3案件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時00分

再開 午後 1時20分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◎同意第3号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第19 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎同意第4号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第20 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

竹林信也氏の一身上の都合でありますので、退場願います。

（退場）

これより、同意第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第4号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

竹林信也氏、入場願います。

（ 入 場 ）

---

### ◎諮問第3号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第21 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案を原案のとおり松井万三氏を適任者とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり松井万三氏を適任者と認めることに決定しました。

---

### ◎河合町選挙管理委員会の選挙

○議長（疋田俊文） 日程第22 河合町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします

現委員の任期が平成26年9月28日をもって満了となるため、地方自治法第182条第1項の規定に基づき、議会において選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長指名とする事にしたいと思います。ご異議ございませんか。



(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって指名の方法は議長指名とすることに決定しました。

選挙管理委員会委員には、楯澤繁一氏、河合町高塚台2丁目34番地11。井上悦男氏、河合町大字川合705番地。田原倉太氏、河合町星和台2丁目6番地9。村田雅信氏、河合町泉台2丁目6番14号。

お諮りします。

ただいま、指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました楯澤繁一氏、井上悦男氏、田原倉太氏、村田雅信氏。以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

---

#### ◎河合町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長(疋田俊文) 日程第23 河合町選挙管理委員会補充員の選挙についてを議題とします  
現補充員の任期が平成26年9月28日をもって満了となるため、地方自治法第182条第2項の規定に基づき、議会において選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長指名とする事にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって指名の方法は議長指名とすることに決定しました。

選挙管理委員会補充員には、下修一氏、河合町高塚台2丁目27番地15。渡邊八重子氏、河合町大字西穴闇338番地5。中野昇氏、河合町大字佐味田2551番地2。西村東一氏、河合町大字大輪田409番地。

お諮りします。

ただいま、指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました下修一氏、渡邊八重子氏、中野昇氏、西村東一氏。以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

---

#### ◎議員発議第4号の上程、説明、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第24 議員発議第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提出者の馬場千恵子議員の説明を求めます。

○1番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○1番(馬場千恵子) それでは、意見書を朗読させていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策

基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成26年9月11日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

以上です。

○議長(疋田俊文) 討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議員発議第4号に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議員発議第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長(疋田俊文) 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎総務常任委員会の閉会中の継続調査

○議長(疋田俊文) 日程第26 総務常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務常任委員長から会議規則第73条の規定により、「所管事務に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（足田俊文） お諮りします。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（足田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成26年第3回定例会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

閉会 午後 1時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 池 原 真 智 子

署 名 議 員 谷 本 昌 弘